入所のしおり









医療法人社団 つかさ会

介護老人保健施設 コスモス苑

(尾原病院併設)

T654-0121

神戸市須磨区妙法寺字荒打308-1

TEL: 078-747-2520

2017年4月1日現在

コスモス苑 入所の利用料金について

平成29年4月より

第4段階・多床室 2割負担の方は施設サービス費、加算費用を2乗にしてください。

<基本料金>(日額)		要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護 5	
内訳	施設サービス費*	¥870	¥920	¥985	¥1039	¥1177	
	居住費	¥370	¥370	¥370	¥370	¥370	
	食費	¥1,900					
	日用品費	¥130~137 日額月額は130円で計算(※1別途申込みが必要です)					
	教養娯楽費	¥30 (※2別途申込みが必要です)					
計	日額	¥3,300	¥3,350	¥3,415	¥3,469	¥3,607	
	月額	¥102,300	¥103,850	¥105,865	¥107,539	¥111,817	

第4段階・従来型個室、2割負担の方は施設サービス費、加算費用を2乗にしてください。

<基本料金>(日額)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
内訳	施設サービス費*	¥793	¥840	¥905	¥959	¥1013	
	居住費	¥1,640	¥1,640	¥1,640	¥1,640	¥1,640	
	食費	¥1,900					
	日用品費	¥130~137 日額月額は130円で計算(※1別途申込みが必要です)					
	教養娯楽費	¥30 (※2別途申込みが必要です)					
計	日額	¥4,493	¥4,540	¥4,605	¥4,659	¥4,713	
	月額	¥139,283	¥140,740	¥142,755	¥144,429	¥146,103	

- ※1 施設が用意するおしぼりやフェイスタオル、バスタオル等を利用される場合が対象となります。
- ※2 一般的な手作業等の材料費や音楽療法、その他文化・教養・娯楽等の活動運営に必要な費用として利用者様のご希望により徴収させていただきます。

なお、特別な材料を必要とされます方は別途実費徴収させていただきます。

* 上記の施設サービス費には施設サービス費ほか、下記の料金を含んでいます。

(夜勤職員配置加算 ¥26/サービス提供体制強化加算(I) ✓ ¥19/栄養マネジメント加算 ¥15) **ご注意:介護保険算出方法により、金額に多少の誤差が生じます。**

<その他料金>		日額	月額	
部屋	特別室利用料	¥3,000+消費税	¥90,000+消費税	
	個室利用料	¥2,000+消費税	¥60,000+消費税	
一代		¥2,500+消費税	¥75,000+消費税	
	2床室利用料	¥2,000+消費税	¥60,000+消費税	
	リース利用料金	(別紙をご覧下さい)		
理髪料(1回)		カット 1,600 円 顔そり 700 円		
電気製品持ち込み電気代 ※		1日当り 電気製品w数×1w当り料金×施設設定の使用時間		

段階別料金		利用者負担 第1段階 (負担限度額)	利用者負担 第2段階 (負担限度額)	利用者負担 第3段階 (負担限度額)	利用者負担 第4段階 (負担限度額)
居住費	従来型個室	¥490	¥490	¥1,310	¥1,640
	多床室	¥0	¥370	¥370	¥370
食費		¥300	¥390	¥650	¥1,900

- ※ 月額は、1ヶ月を31日として算出しています。
- ※ 電気製品持込は許可制ですので、受付にて申込み手続きをお願いします。電気料金は今後変動いたしますが、 変更時は掲示によりお知らせします。平成27年7月1日現在1w0.025円

1) 【夜勤職員配置加算】 26円/日

入所者の数が 20 又はその端数を増すごとに 1 以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置しております。

2) 【短期集中リハビリテーションマネジメント実施加算】 253円/日

入所者に対して、医師又は、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所者又は家族の同意を得て、その入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリを行います。

- 3) 【認知症短期集中リハビリテーション実施加算】 253 円/日
 - ①認知症であると医師が判断し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、集中的なリハビリテーションを行った場合となります。 入所の日から3月以内の期間(1週間に3日限度)に集中的なリハビリテーションを個別に行ないます。
- 4) 【若年性認知症利用者受入加算】 127 円/日 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めます。
- 5) 【外泊時費用】 382 円/日 ※ 1月に6日を限度

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、外泊の初日及び最終日以外は、上記の基本料金に代えて費用がかかります

- 6) 【認知症情報提供加算】 入所者1人つき入所期間中に1回を限度 約369円
 - ①過去に認知症の確定診断を受けていない場合で、認知症の恐れがあると医師が診断し、施設内での診断が困難であると判断された入所者が対象となります。
 - ②本人又は家族の同意を得て、診療状況を示す文書を添付して認知症疾患医療センター等へ紹介を行ないます。
- 7) 【ターミナルケア加算】

死亡日以前 4~30 日 169 円/日 死亡日以前 2~3 日まで 865 円/日 死亡日については 1.740 円/日

- ① 医師が入所者を医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合.。
- ② 入所者又は家族等の同意のうえ、入所者のターミナルケアに係る計画を作成します。
- ③医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じて、 随時説明を行い、同意を得てターミナルケアを行います。
- ※上記の①~③を行った場合が対象となります。

8) 【初期加算】 32円/日

入所した当初は、施設での生活に慣れていただく為に様々な支援を必要とすることから、入所日から 30 日間に限ります。

9) 【緊急時施設療養費】

緊急時治療管理 539 円/日 ※1 月に1回、連続3日を限度

当施設において重篤な救命救急医療が必要となり、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。

10) 【栄養マネジメント加算】 15円/日 ◎

常勤の管理栄養士を1名以上配置して、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して、 個別の栄養ケア計画を作成、実施していること。

11) 【経口移行加算】 30円/日

経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及 び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合。(栄養マネジメント加算の算定 が必要です)

12) 【経口維持加算】

医師又は歯科医師の指示に基づき医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して経口維持計画を作成し、経口による食事摂取のための管理を行なった場合。

①□ 経口維持加算(I) **422** 円/月

経口にて食事を摂取し摂食障害、誤嚥を有する方に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合1月につき算定となります。

② 経口維持加算(Ⅱ) 106 円/月

経口維持加算(I)において行う食事の観察及び会議等に医師(人員基準以外の医師)、 歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(I)に加えて 1月につき算定となります。

③ 口腔衛生管理体制加算 32 円/月

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、入所者の口腔ケアマネジメントに係る計画を作成した場合。

- ④ 口腔衛生管理加算 116 円/月
- ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上行なう場合
- ・口腔衛生管理体制加算を算定している場合。

13) 【療養食加算】 19 円/日

医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。

14)【入所前後訪問指導加算】

入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合、下記の区分に応じて算定します

- ・(I) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合は入所 中1回を限度として 475 円の負担となります。
- ・(II) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合は入所中1回を限度として506円の負担となります。

15)【退所時指導等加算】

退所後の生活や療養に関する指導を文章、又は訪問で行った場合に下記のものが対象となります。

- ① 退所前訪問指導加算 485 円 退所に先立って介護支援専門員、相談員等が居宅を訪問し入所者・家族に退所後の 療養上の指導を行います。
- ② 退所後訪問指導加算 485 円 退所後 30 日以内に居宅を訪問し入所者・家族に療養上の指導を行います。
- ③ 退所時指導加算 422 円 退所時に、入所者・家族等に対し、退所後の療養上の指導を行った場合。 退所が見込まれる入所者に居宅への試行的退所を実施した時に、入所者・家族等に 療養上の指導を行った場合。1人につき1回を限度とします。
- ④ 退所時情報提供加算 **527** 円 退所後の入所者の主治医に対し、診察状況を示す文書を添えて紹介を行った場合。 1 人につき 1 回を限度とします。
- ⑤ 退所前連携加算527 円

退所に先立ち、入所者が希望する居宅介護支援事業者へ、退所後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合。

1人につき1回を限度とします。

⑥ 老人訪問看護指示加算 317円

退所時に入所者が選定する訪問看護ステーションに対し、医師が訪問看護指示書を 交付した場合。1人につき1回を限度とします。

16)【在宅復帰·在宅療養支援機能加算】 29 円/日

算定前6ヶ月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けている者の割合が30%を超えるなど、また他の算定要件を満たした場合に対象となります。

17)【所定疾患施設療養費】 322 円/回

肺炎、尿路感染症又は帯状疱疹について、投薬、検査、注射、処置を行なった場合、 月1回を限度に連続7日間が対象となります。

18) 【地域連携診療計画情報提供加算】 317 円/回

診療報酬の地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して保 険医療機関を退院した入所者に対して、診療計画に基づき治療を行い、翌月までに地域 連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を提供した場合対象となります。 1人につき1回を限度とします。

- 19) 【サービス提供体制強化加算 (I) イ】 19 円/日 当施設では、介護職員の総数のうち介護福祉士を 50%以上配置しております
- 20) 【介護職員処遇改善加算 (I)】 ご利用所定単位数に 3.9%乗じた分の 1 割 介護職員の処遇改善のために創設されております。
- ※ 施設ご利用中のオムツ代は利用料金に含まれていますが、外出・外泊時は自己負担となります。(おむつの販売等は売店にお問い合わせください)
- ※ 電気製品の持ち込みは許可制となっておりますので、受付にて申込用紙にご記入のうえ、ご提出ください。尚、個々のワット数により推定使用時間を積算した金額となります。(H27/6 現在、1ワットで1時間 0.025 円換算) 今後電気代は変更することがありますが、その場合は受付に料金を変更する旨の掲示をさせていただきます。
- ※ 急変での救急車対応や他科受診の際に、職員が添乗する場合は所定の費用がかかる場合がありますので重要事項説明書をご確認ください。

【お支払方法について】

- ◆ 利用料金は、毎月末締めにて翌月7日以降請求書を発行いたしますので15日迄に受付窓口にてお支払ください。また15日が日曜の場合はその翌日が期限となります。
- ◆ 納付期限内にお支払いのない場合、再請求手数料および延滞金利がかかります。
- ◆ 現金・クレジットカード(VISA・JCB・DC など窓口払いのみ)の取扱ができます。
 - ※ 取り扱い時間:平日・土曜日 8:45 ~ 17:45 (7日~15日迄の間) それ以外の日は17時15分迄となります。
 - ※ 月の途中で退所の場合は、退所時に精算をお願いします。 (日曜日/年末年始の取り扱いはできません。)
 - ※ 自動引き落としの取扱については相談員にお申し込みください。 別途手数料300円/月(税別)がかかります。

<コスモス苑での生活>

コスモス苑の一日

起床時間 6:30 就寝時間 21:00

食事

朝食8:00昼食12:00おやつ15:00夕食18:00

※食事は、原則食堂でお願いします。

※箸、スプーン、フォーク、コップは用意しております。

入浴

週2回を原則としています。

3階 月・木 曜日

4階 火・金 曜日

面会

面会時間 8:45 ~ 18:45 (面会終了時間)

※ 面会の方はコスモス苑の正面玄関受付にて、面会票にご記入をお願いします。

入所の手続きに必要なもの

- · 利用同意書
- 介護保険証(申請中/更新中の方は、介護保険資格者証)
- · 介護保険負担割合証
- · 介護保険負担限度額認定証(非課税世帯対象者)
- 医療保険証
- 老人保険法医療受給者証/高齢重度障害者医療費受給者証
- 身体障害者手帳(お持ちの方)
- 印鑑
- ・ リース申込書

ご用意いただくもの

☆必ずお持ちください

- ・ 衣類 (動きやすい服装・肌着・下着・くつ下・寝巻き) ※希望者にはリースがありますので、ご相談下さい
- 運動靴 (スリッパ・ぞうりではご利用いただけません。)
- 洗面用具 (コップ・くし・義歯用ケース・電気カミソリなど)
- ・ 居室用の飲茶用品(水筒・きゅうす・コップ・吸いのみなど)
- ・ 服用中のお薬 (原則2週間分のご用意をお願いしております)
- お薬の説明書、お薬手帳

☆日用品費をお申込みされない場合は、下記の用品を持参して下さい。

- タオル類
- ・ 歯ブラシ類 (歯ブラシ 入れ歯用含む) 歯磨きチューブ (ポリデント含む)
- ・ ティッシュペーパー
- ・おしぼり
- 綿棒
- ※ 持ち物には、すべて名前をお書き下さい。
- ※ 現金の持ち込みは、必要最小限にして下さい。貴重品は持ち込まないでください。

当施設では一切責任を負いかねます。(お預かりも出来ません。)

ご理解の程よろしくお願い致します。

- ※ 果物等の生ものは持ち込まないで下さい。また、多量の副食類もご遠慮下さい。
- ※ 電気製品の持ち込みは、防災上安全の為、許可制にしておりますので、ご相談下さい。
- ※ はさみ・ナイフなどの刃物は持ち込みできません。

リハビリテーション

在宅での生活を目標として、利用者それぞれの状態に応じたリハビリテーションを行います。

診察

当施設の医師が回診いたします。

※ 入所中は、法令上、他病院での診察に制限があります。 必ず医師、看護師にご相談下さい。

洗濯

衣類につきましては衛生上、週2回を目安にお洗濯をお願いしています。 リースをご利用いただくと洗濯の必要はありません。

その他

- ※ 外出・外泊の希望者は入所フロアにてお申し出いただき、所定用紙に記入をして、事前にサービスステーションにお届け下さい。
- ※ 施設内での飲酒・喫煙は禁止しております。
- ※ 施設内での携帯電話のご使用は、ペースメーカーなど生命に直接関わる機器に作用し、 危険な事態を招く恐れがありますので、電源をお切りください。またご使用は施設外 でお願いします。
- ※ 病院へ入院する場合は退所となりますが、それまでに利用されていた部屋の確保を、 (原則2週間を限度)希望される場合、1日につき3700円(別途消費税)及び個室、 2人室をご利用の方は特別な室料を加えた費用がかかります。

退所される際、キープされる期間のキープ料を前もってお預かりさせていただき再入 所の際に精算させていただきます。尚、その期間内に再入所されなかった場合は返戻 金はございません。

ご不明な点はお気軽に支援相談員までおたずねください。

介護老人保健施設コスモス苑 ご利用までの流れ

①入所依頼

電話連絡、またはご来苑にて受付しております。(ご来苑された方には、施設見学の案内もさせていただきます。)

②書類による入所利用可否判定

- ・ 診療情報提供書(主治医に依頼)
- ・ 看護サマリー (入院中の方のみ)
- · ADL状況がわかる書類(在宅の方のみ。ケアマネジャーに依頼)

③面談 (相談員がご本人の所まで訪問いたします。)

- ・ 面談は、ご本人とご家族同伴でお願いします。
- ・ 面談日については、お電話にて相談・調整させていただきます。
- ・ 施設にて配布します利用希望者情報提供書(ご本人、ご家族記載)の提出を お願いします。

④入所判定会議

・ 判定結果を電話で連絡させていただきます。

(5)待機

⑥入所利用日

- ・ お電話にて相談・調整させていただきます。
- ・ 入所日には、ご家族同伴でお願いします。

※ ご不明な点等ございましたら、相談員までご連絡ください。

神戸市須磨区妙法寺荒打 308-1 介護老人保健施設 コスモス苑 TEL 078-747-2520 FAX 078-747-2566

<入所前のチェック表>

同意書・申込書類
保険証類
印鑑(シャチハタを除く)
衣類(動きやすい服装の準備をお願いしております)
(上着・肌着・下着・靴下・ズボン・スカート・寝巻等)
※ 希望者にはリースがございます。ご相談ください
運動靴(スリッパ・ぞうりは持参不可)
洗面用具
(コップ・歯ブラシ・くし・義歯用コップ・電気カミソリなど)
服用中の薬
薬の説明書・お薬手帳
居室用の飲茶用品 (ご希望の方のみ⇒水筒・コップ・吸いのみなど)

すべての持ち物にお名前のご記入 をお願いしております。